

# 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 31 年 2 月 22 日

愛媛県知事 中村時広

## 1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県小児救急医療電話相談事業運営委託業務

(2) 委託業務名及び数量

愛媛県小児救急医療電話相談事業運営委託業務 一式

(3) 委託業務内容等

仕様書、契約書（案）、入札関係資料による。

(4) 委託期間

平成 31（2019）年 4 月 1 日から平成 34（2022）年 3 月 31 日まで

（なお、この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、当該契約に係る県の歳出予算に減額又は削除があったときは契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。）

(5) 入札方法

ア 入札金額は、年額を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成 29・30・31 年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する

資格を有すると認められた者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 過去に本件業務と同様の業務受託実績があり、本件調達に参加する資格があると確認された者であること。

### 3 入札参加資格の事前確認

この入札に参加を希望する者は、確認申請書を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

#### (1) 確認申請書の提出方法及び提出期限

##### ア 提出方法

持参又は郵送等により 4 の (1) へ提出すること。なお、郵送等を利用する場合は、簡易書留など配達履歴が確認できる方法で送付すること。

##### イ 提出期限

平成 31 年 3 月 7 日（木）17 時 15 分 必着

なお、持参の場合、愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第 3 号）第 1 条に規定する県の休日（以下「休日」という。）及び 12 時から 13 時までの間を除く。

#### (2) 入札参加資格を認められなかった者に対する通知

入札参加資格を認められなかった者に対しては、平成 31 年 3 月 8 日（金）15 時まで、電子メールにて通知する。

### 4 入札書等の提出場所等

(1) 担当部局

愛媛県保健福祉部社会福祉医療局医療対策課救急・災害医療グループ

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 089-912-2450

e-mail iryotaisaku@pref.ehime.lg.jp

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付

平成31年2月22日(金)8時30分から3月7日(木)17時15分までの間(休日及び12時から13時の間を除く。)、上記(1)に掲げる場所で交付する。

ア 交付方法

上記の場所で直接受け取る、郵送により請求する、又はホームページ上からダウンロードすること。ただし、郵送による請求の場合は、上記の期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

日時 平成31年3月14日(木)14:00から(開札は、即時開札とする。)

場所 愛媛県庁本庁舎 第二別館2階 公営企業管理局会議室

## 5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。